

令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）議事録

■日時 令和7年11月17日（月） 午後3時30分～午後3時45分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

宗方部会長、愛知委員、安立委員、尾崎委員、羽染委員、廣江委員、水本委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る総括審議

（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト

⇒ 【騒音・振動】及び【景観】に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和7年度
「東京都環境影響評価審議会」
第二部会（第5回）
速記録

令和7年11月17日（月）
対面及びオンライン併用

(午後 3時30分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は東京都環境影響評価審議会第二部会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の石井が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち8名¹の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○宗方部会長 議事に入ります前に、傍聴人の方を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせいたします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○宗方部会長 それでは、ただいまから、令和7年度東京都環境影響評価審議会第5回第二部会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案に係る総括審議となります。

それでは、次第1の「(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、3ページの資料1-1を御覧ください。

資料1-1は、これまでの部会における審議の内容を整理したものとなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、【大気汚染】【騒音・振動】【騒音・振動、その他共通】【土壌汚染】【地盤、水循環共通】【電波障害】【景観】【廃棄物】【温室効果ガス】【その他】の順序で取りまとめており、合計47件となりました。

前回の指摘、質問事項等は、取扱い欄に前回の日付として「10/27」と記載しています。

¹ 途中、2名参加し10名となった

また、前回で総括審議事項に取り上げるとしたのものには、右の取扱い欄に「総括審議事項へ」と記載してございます。

要約して内容を御説明いたします。

【大気汚染】の番号3として、工事用車両の走行時間帯の調整について質問があり、事業者からは、「極力車両台数が多くならないようにするとともに、通勤・通学時間帯も回避する計画としている。また、通学路についても確認しており、施工予定の会社とも共有している。」との回答がございました。

【大気汚染】の番号4として、事後調査の回数や場所について質問があり、事業者からは、「今後、事後調査計画を作成するが、頻度は技術指針に沿って、建設機械の影響が多い時期や工事車両の影響が一番大きい時期に確認し、場所については計画地周辺の影響が大きい地点及び予測を行ったNo. 1～4の地点で調査を行う予定である。」との回答がございました。

【大気汚染】の番号5として、「一番苦情が出るのは粉じんなので、粉じん対策に気をつけていただきたい。」との御意見がございました。

【騒音・振動】の番号8として、騒音と低周波のコンターマップの違いについて質問があり、事業者からは、「騒音と低周波音は同じ音源を使っているが、コンプレッサーが室内にあるため、低周波音については計算のやり方を変えている。低周波は建物や遮蔽の影響を考えないが、騒音は建物の影響を受けるので、コンターマップが異なっている。」との回答がございました。

【騒音・振動、その他】の番号1として、住民不安に対して十分な説明をしていただきたいという観点から、騒音・振動等に対してどういう意見を持っているのか質問があり、事業者からは、敷地境界において樹木を可能な限り残して樹木帯とすることをはじめとした検討中の内容の説明があり、「近隣住民への影響を軽減できるように努めていく。」との回答がございました。委員からは「住民の意見に対する明確な回答や丁寧な説明が何よりも欠かせないと思う。」との御意見がございました。

【地盤、水循環共通】の番号4として、雨水浸透貯留槽について質問があり、事業者からは「雨水浸透貯留槽の位置を敷地境界から離し、緑地を挟むことで緩衝地帯を設ける計画に変更しているところである。」との回答がございました。

【地盤、水循環共通】の番号5として、雨水浸透貯留槽を設置する地盤の標高調整について質問があり、事業者からは、「今後詳細な勾配や配管などの詳細検討を進めていく。」

との回答がございました。委員からは、「合理性と不安解消は必ずしも同じとは限らないので、これがベストというものがあれば、それを御説明いただいたほうがいいケースもある。」との御意見がございました。

【地盤、水循環共通】の番号6として、雨水浸透貯留槽の容量について質問があり、事業者からは「市とは浸透量を含めた協議をしているところである。」との回答がございました。

【電波障害】の番号1として、電波干渉の見地での検討状況について質問があり、事業者からは、「地上デジタル放送は高度からの打ち下ろしで、大規模な障害は少ないと考えている。また、電波障害が発生した際に御相談いただければ、調査等の実施や、場合によっては受信機をつけるなどの措置といった配慮をさせていただければ」との回答がございました。

【廃棄物】の番号3として、「評価書案341ページの表中の「その他」が何を指しているのか。」という質問の補足として、事業者から、「建設工事で排出されるゴムくず等の少量廃棄物等を示すもので、処分方法に誤記があったため、評価書にて訂正する。」との説明がございました。

【温室効果ガス】の番号5として、「使用されるエネルギーに対して、太陽光発電がどこまで賄えるのか。」という質問の補足として、事業者から、「現況の太陽光発電の割合は約1%で、将来については太陽光発電の割合は約2.7%と見込まれる。現状、既存工場については全て再生可能エネルギーを利用しており、新工場についても同様の計画としている。」との回答がございました。

【温室効果ガス】の番号8として、コーポレートP P Aに都の補助金が使われているのか質問があり、事業者からは、「補助金は受けていない。」との回答がございました。委員からは、「補助金の活用等も考えていただき、できるだけたくさん太陽光を搭載していただければと思う。」との御意見がございました。

【その他（環境全般）】として、「審議会での事業者の前向きな対応を評価するが、手続が終わっても事業者の責務が終わるということではないので、そこを認識して対応を続けていただきたい。」との御意見、【その他（事業計画）】として、樹木医の入る場所についての質疑や、「地域の方との密接なつながりを大切にしていきたい。」との御意見がございました。

ここで、前回の部会において総括審議候補として、解体工事の際にアスベストやフロン

に注意していただきたいということで、【廃棄物】の2番と4番、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を進めてほしいということで、【温室効果ガス】の2番、4番、5番を挙げていただいておりますが、各項目の御担当の委員と事務局とで個別に相談させていただきました。

その結果、廃棄物についてはアスベスト、フロン類を使用した製品とともに、見える範囲の事前調査は済んでいること、解体中に必要に応じて追加調査を実施し、適切に処理、処分することを事業者を確認できましたので、総括審議事項とはしないことといたしました。

なお、評価書において誤解の生じないような表現とするよう、事務局より事業者にお伝えいたします。

また、温室効果ガスについては、審議会です事業者より回答のあった新工場棟での再生可能エネルギーの使用や、将来的な太陽光発電設備の検討などの環境保全のための措置を評価書に記載することを、事業者を確認できましたので、総括審議事項とはしないことといたしました。

資料1-1の説明は以上となります。

○宗方部会長 ありがとうございます。

それでは、まず資料1-1の前の質疑応答について修正などがございましたらお願いいたします。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

会場も含めてどなたからも挙手がございませんので、よろしいでしょうか。

(無し)

○宗方部会長 では、特に御意見がないようですので、総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、19ページの資料1-2、「(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価書案」について(案)を御覧ください。

資料1-2は、環境影響評価書案について、第1として部会での審議経過と、第2として審議の結果を記載してございます。

それでは、読み上げます。

「(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価書案」について(案)

第1．審議経過

本審議会では、令和7年5月30日に「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2．審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われているものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

1．項目別事項

【騒音・振動】

工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音・振動は評価の指標とした規制基準を下回っているが、施設は24時間稼働を行う計画であり夜間の時間帯も含め、施設の稼働に伴う騒音・振動が懸念されている。計画地に近接して住宅地が存在することから、これらの騒音・振動については、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討するとともに、周辺住民への十分な周知・説明を行うこと。

【景観】

計画地に近接して住宅が存在しており、新工場棟及び水槽試験室の建設に伴う景観への影響が懸念されることから、いずれの建築物も配置や高さ、屋根の形状、計画地敷地境界付近の植栽等について、周辺環境に配慮したものとなるよう検討し、影響の低減に努めること。

審議の経過は21ページの付表のとおりです。

資料1－2の説明は以上となります。

○宗方部会長 御説明ありがとうございます。

では、この審議結果について、環境影響評価項目の担当委員から補足することがあればお願いいたします。

項目としては騒音・振動と景観で、景観は私ですが、騒音・振動のほう、廣江委員、何かございますでしょうか。

○廣江委員 答申の案を読み上げていただきましたように、都民の意見を聴く会においても、規制基準は十分に下回っているのですが、新工場棟が、今もそうかもしれませんが、やはり24時間稼働ということもあって、夜間の時間帯を含めた施設の稼働に伴う騒音・振動に対して住民が不安を抱いていることは確かです。

また、今の計画、見直し等も行われているとは聞いていますが、かなり住宅地に近いところまで工場棟や水槽設備が近接していることから、それらの騒音・振動についても不安を抱いていることも、都民の意見を聴く会などからも住民から指摘がありましたので、これらについて十分に留意していただくとともに、住民に対する十分な説明を果たしていただきたいということから、このような案文とさせていただきました。

以上です。

○宗方部会長 ありがとうございます。

では、景観に関しては私が担当ですので、私から申し上げます。

今、廣江委員からも御説明がありました。新工場棟及び、というか、特に水槽試験室の景観に与える影響、圧迫感、非常に近いとか、そういったことに関しては、都民の意見を聴く会においても多くの住民から強くその懸念が示されております。

事業者さんはこれらについて御検討なさると、形なり、距離を置くなりといった検討をされると、口頭では伺っておりますが、都民の方々、周辺の住民の方々の不安、あるいは、実際的に感じる圧迫感等が極力減らされるような案にさせていただきたいということが、強く求められます。ということから、こちらの項目として残ったという次第になります。

以上です。

ただいまの私と廣江委員からの説明について何か御発言がありましたら、お願いいたします。

(無し)

○宗方部会長 特に委員の皆様から御発言がないようなので、これで総括審議を終了いたします。

ただいま説明した内容で次回の総会に私から報告いたします。

最後に、その他ですが、本日何かございますでしょうか。

(無し)

○宗方部会長 では、特にないようですので、これをもちまして本日の第二部会を終わります。皆様どうもありがとうございました。

では、傍聴人の方は退出ボタンを押して退室してください。

(傍聴人退室)

(午後 3 時45分 閉会)